

(別紙②)

インフルエンザ・ノロウイルス対策について

1 趣旨

流行が懸念される「インフルエンザ」また、「ノロウイルス」の予防と集団感染の防止を目的とする基本的な指針とする。

2 インフルエンザ予防（感染防止）の対策

- (1) 感染の実際
- 【飛沫感染】咳やくしゃみなどに含まれるウイルスを鼻や口から吸い込んで感染する。 ※咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は約2m飛ぶ。
 - 【接触感染】ウイルスが付着したもの（ドアなど）を触った手で、口や目などの粘膜に触れることで感染する。

(2) 予防（感染防止）のために

①咳エチケットを心がける

- 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用する。
- マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけて1m以上離れる。
- 使用したティッシュは、すぐにゴミ箱に捨て、手を丁寧に洗う。
- 周囲にマスクをせずに咳をしている人がいたらマスクの着用をお願いする。

②マスク着用の徹底

- ・不織布マスク1日1枚使い捨てが理想。マスク表面には触れない。

③頻繁な手洗い

- ・石けんを使って15秒以上行い、清潔なタオルなどで水を十分拭き取る。
- ・状況によってはアルコール手指消毒剤の使用や、流水での手洗いも可。

④うがいの励行

- ・外出後は手洗いと共に必ずうがいをする。

⑤健康管理・健康観察

- ・監督・引率者の責任において参加選手等の健康観察を行い、健康管理に努める。
※各宿舎及びび典会場入り口等に手指消毒薬を設置する。その他予防対策は、各選手団の責任において徹底すること。

3 ノロウイルス予防（感染防止）の対策

(1) 感染の実際

- ①ノロウイルスが蓄積した、カキなどの二枚貝を十分に火を通さずに食すと感染する。
- ②感染者の便や嘔吐物に含まれるノロウイルスが口に入り込み感染する。ノロウイルスは乾燥することで空気中に舞い上がり直接口に入ることもある。また、調理器具などを介してノロウイルスが付着した食品を食べることで感染する。

(2) 予防（感染防止）のために

①手洗いの励行

- ・特にトイレの後や食事の前。石けんを使い十分泡立てて手を洗う。
- ・手洗いタオルの使い回しは厳禁。個人用の準備を。
- ・感染者が出た場合など、蛇口が汚れている場合もある。手洗い時に蛇口を洗うか、手洗い後は直接触れない工夫をする。

②調理での対策

- ・二枚貝の取り扱いには生食用を選び十分な加熱をする。（食品の中心部85℃以上で1分以上）
- ・調理器具は十分な殺菌を行い、使い回しをしない。
- ・調理者の体調管理、手袋の使用、手洗いの徹底。

③嘔吐物や排せつ物の処理

- ・処理する際は、マスク、ビニル手袋、エプロンを着用する。また、十分な換気をする。
- ・乾燥する前に静かに素早く拭き取る。
- ・0.1%次亜塩素酸ナトリウム（薄めた洗濯用漂白剤など）で消毒する。

④掃除の徹底

- ・十分な拭き掃除。状況によっては定期的な消毒をする。

4 感染時の対策

(1) インフルエンザの感染

①潜伏期間は1～7日間

②症状（ウィルスによって変わる可能性有り、最新の情報に留意する。）

- ・急な発熱（38～40度）
- ・咳や鼻水、全身のだるさ、頭痛、喉の痛み、筋肉痛、関節痛、下痢など
- ・有症状期間は3～7日間程度

③症状が出たときの行動

- ・保健所等の相談センターや医療機関と連絡を取り、受診する。その他、インフルエンザに関する相談は、医療機関一覧を参照のこと。
※連絡先や受診できる医療機関については、大会事務局が最新の情報を提供する。
- ・インフルエンザに関する相談は、次の「インフルエンザ相談窓口」でも受け付けている。

【インフルエンザ相談窓口】

○大館保健所 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1
Tel 0186-52-3955

(2) ノロウィルスの感染

①潜伏期間は1～2日間

②症状

- ・嘔吐と下痢が主な症状。人により発熱や腹痛を伴うこともある。
- ・感染しても全員発病するわけではなく、軽いかぜ症状ですむ人もいる。

③症状が出たときの行動

- ・医療機関で受診し、その指示で回復を待つ。
- ・感染拡大を防止するため、「症状がある人は最後に浴槽に入るかシャワーのみにする。」「消毒後、他のものと分けて最後に洗濯をする。」など入浴、洗濯、掃除等十分な対策を取る。

5 報告（大会事務局等）

- (1) 各都道府県の責任者または監督・引率者の責任において、様式①「健康観察記録票」により参加選手等の健康観察を行い、記録を救護本部医療衛生係に提出する。（2月9日～11日）
- (2) 都道府県の責任者又は監督・引率者はインフルエンザ・ノロウィルスの感染について、大会事務局へ報告する。医療機関を受診した際、インフルエンザ・ノロウィルスと同様の症状や疑いがある場合も必ず報告する。詳細については別紙⑤「医療機関受診の際の報告手順」を参照すること。
- (3) 大会事務局では、保健所や医療機関と連絡をとり、正確な情報収集を行うと共に、各選手団への情報提供を行う。また、関係諸機関と連携し、必要に応じて組織委員会を開催し、以後の大会運営について協議、決定する。

6 二次感染予防措置（蔓延を防ぐ）

- (1) 感染者（発病や感染の恐れのある者を含む）の措置（出場の有無、宿舎での隔離、入院、療養、帰宅等）については、医療機関での診察、治療後、関係機関の指導を受け、当該校の責任のもと判断し、速やかに大会事務局へ報告すること。なお、実行委員会が必要と認めた場合、関係諸機関との連携の上、二者（選手団、実行委員会）または組織委員会において、以降の大会運営について協議決定する。
- (2) インフルエンザやノロウィルス等に感染及び発病した場合は出席停止扱いとなるので、競技には参加することができない。
- (3) 感染者（感染の恐れのある者を含む）を隔離する際の宿泊については、宿泊斡旋事務局を必ず通すこと。
- (4) 学校閉鎖、学級閉鎖等の状況にある大会参加選手については、健康観察を迅速かつ的確に実施し、得られた情報を踏まえ、医療機関、教育委員会、当該中学校、当該中体連等で慎重に審議し、選手の派遣の可否を決定する。その際、状況等詳細を実行委員会に報告すること。
- (5) 大会に参加する以前の対応については、都道府県中体連及び各教育委員会、参加各校の配慮に委ねる。